（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十二月八日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府

のために

サラーム・ファイヤード

パレスチナ関係担当大使兼

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　松浦純也閣下

○外務省告示第四百号

平成二十四年十二月十日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十七年六月二十二日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年十二月十五日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○文部科学省告示第四百七十四号

重要無形文化財歌舞伎女方の保持者青木清治（四世中村雀右衛門平成三年文部省告示第五十号）は、平成二十四年二月二十三日死亡したので、当該保持者の認定及び重要無形文化財歌舞伎女方の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により同日付けで解除されたので、告示する。

平成二十四年十二月二十七日

文部科学大臣　田中眞紀子

○文部科学省告示第四百七十五号

重要無形文化財蒔絵の保持者大場勝雄（大場松魚昭和五十七年文部省告示第六十四号）は、平成二十四年六月二十一日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により同日付けで解除されたので、告示する。

平成二十四年十二月二十七日

文部科学大臣　田中眞紀子

○文部科学省告示第四百七十六号

重要無形文化財能囃子方小鼓の保持者北村治（平成十五年文部科学省告示第百二十四号）は、平成二十四年七月三十一日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により同日付けで解除されたので、告示する。

平成二十四年十二月二十七日

文部科学大臣　田中眞紀子

○農林水産省告示第二千七百四十七号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

表第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十一号中「タイ・ベスト・パッカー株式会社」を「プリマハム（タイランド）株式会社」に改め、同号を同項第四十号とし、同項中第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第百六十号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十九号の次に次の一号を加える。

百六十　株式会社ダイン済州の登録番号第Ｊ〇一五一一〇〇一号の施設（大韓民国・済州特別自治道済州市所在）

表第一項第百六十二号の次に次の二号を加える。

百六十三　株式会社匠忠銅王足跋の登録番号第Ｍ〇一五一〇〇〇四号の施設（大韓民国・忠清北道清原郡所在）

百六十四　イーユーフード株式会社の登録番号第Ｍ〇一五一一〇〇四号の施設（大韓民国・仁川広域市所在）

表第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十七号中「タイ・ベスト・パッカー株式会社」を「プリマハム（タイランド）株式会社」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項中第三十八号を第三十七号とし、第三十九号から第百五十五号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十四号の次に次の一号を加える。

百五十五　株式会社ダイン済州の登録番号第Ｊ〇一五一一〇〇一号の施設（大韓民国・済州特別自治道済州市所在）

表第二項第百五十七号の次に次の二号を加える。

百五十八　株式会社匠忠銅王足跋の登録番号第Ｍ〇一五一〇〇〇四号の施設（大韓民国・忠清北道清原郡所在）

百五十九　イーユーフード株式会社の登録番号第Ｍ〇一五一一〇〇四号の施設（大韓民国・仁川広域市所在）

○農林水産省告示第二千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字横岳前山三〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市旭町重富八四二の四、八四三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県多気郡大台町滝谷字カカズリ三七六の八一（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字大田賀一〇四八の三・一〇五〇の五・一〇五一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町下山門野字木ノ上四九九の一（次の図に示す部分に限る。）、五〇二の六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県奄美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）